

鹿屋体育大学大学会館規則

〔 昭和60年11月20日
規 則 第 26 号 〕

| | | | |
|----|------------|------------|-------------|
| 改正 | 昭和61年3月19日 | 平成11年12月2日 | 平成24年6月4日 |
| | 規則第12号 | 規則第11号 | 規則第14号 |
| | 平成4年5月21日 | 平成15年3月31日 | 平成28年11月15日 |
| | 規則第9号 | 規則第12号 | 規則第34号 |
| | 平成11年3月10日 | 平成16年4月1日 | 平成31年4月19日 |
| | 規則第3号 | 規則第36号 | 規則第25号 |

(設置)

第1条 本学に鹿屋体育大学大学会館（以下「大学会館」という。）を置く。

(目的)

第2条 大学会館は、本学の学生及び職員の福利厚生に資するとともに、学生の課外活動を促進することを目的とする。

(管理運営)

第3条 大学会館は、学長が管理運営する。

(学生委員会)

第4条 大学会館の管理運営に関する事項については、鹿屋体育大学常任委員会等規則第3条に定める学生委員会（以下「委員会」という。）において審議する。

(使用者の範囲)

第5条 大学会館を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の学生及び職員
- (2) 本学が主催し、又は共催し、若しくは後援する行事等の出席者
- (3) その他学長が適当と認める者

(開館日時)

第6条 大学会館の開館時間は、8時30分から19時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、8時30分から17時までとする。

2 12月29日から翌年1月3日までの間は、休館とする。

3 学長が必要と認めたときは、開館時間又は休館日を変更することができる。

(使用手続)

第7条 大学会館の別表に定める施設を使用しようとする者は、所定の使用願（第1号様式）を、原則として使用予定日の7日前までに提出し、その許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第8条 施設の利用者が、本学の規則等又は使用の許可条件に反したときは、使用の許可を取消し、又は退去を命ずることができる。

(損害賠償)

第9条 施設の利用者が、故意又は過失により施設・設備等を汚損し、又は紛失したときは、その原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

(遵守事項)

第10条 施設の利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された以外の目的に使用しないこと。
- (2) 転貸し、又は許可された者以外の者に使用させないこと。
- (3) 使用場所及び周辺の静穏な秩序を乱さないこと。
- (4) 火災に注意し、指定場所以外では火気の使用及び喫煙をしないこと。
- (5) 駐車場及び指定場所以外に諸車を乗り入れ、駐車をしないこと。
- (6) 掲示、貼紙等の必要があるときは、許可を受けること。
- (7) 施設、設備等の保全に留意すること。
- (8) 清潔、整理整頓に心がけ、かつ、節電及び節水に努めること。
- (9) その他係員の指示に従うこと。

(細則)

第11条 この規則に定めるもののほか、大学会館の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和60年11月20日から施行する。
- 2 第4条に定める大学会館運営委員会は、当分の間学生委員会をもって代えるものとする。

附 則 (昭61. 3. 19規則第12号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平4. 5. 21規則第9号)

この規則は、平成4年5月21日から施行し、平成4年5月1日から適用する。

附 則 (平11. 3. 10規則第3号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平11. 12. 2規則第11号)

この規則は、平成11年12月2日から施行する。

附 則 (平15. 3. 31規則第12号)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第5条第1項第1号の委員で、講座からの選出により現に任命されている者については、当該号に基づく系からの選出により任命されたものとみなす。

附 則 (平16. 4. 1規則第36号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平24. 6. 4規則第14号)

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平28. 11. 15規則第34号)

この規則は、平成28年11月15日から施行する。

附 則 (平31. 4. 19規則第25号)

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

別 表

| 階 別 | 施設名 | 用 途 |
|-----|----------------------------------|----------------------|
| 地 階 | ミーティングルーム 1 ミーティングルーム 2 | 会合、音楽鑑賞等 連絡、協議会合等 |

第1号様式

| | |
|-----------------------------------|-----------------------------|
| 令和 年 月 日 | |
| ミーティングルーム使用願 | |
| 鹿屋体育大学長 殿 | |
| 使用責任者 課程 学籍番号 氏名 | |
| ミーティングルームを使用したいので、許可くださるようお願いします。 | |
| 記 | |
| 使用室名 | ミーティングルーム1・2 |
| 使用日時 | 令和 年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分 |
| 使用目的 | |
| 使用予定人員 | 学生 名 職員 名 その他 名 計 名 |
| 顧問教員又は 指導教員 | 氏 名 印 |